

適格合併等を行った場合の調整後の控除未済欠損金額の計算に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表七付表(一) 平十四・四・一以後終了事業年度分

適格合併等を行った場合の調整後の控除未済欠損金額					
事業年度	欠損金の区分	控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額 〔前期の別表七「3」又は(4)、(8)若しくは別表七付表(二)「2」、「3」若しくは「4」〕	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額 〔適格合併等の別：適格合併・合併類似適格分割型分割〕 適格合併等の日： 被合併法人等の名称：		調整後の控除未済欠損金額  (1)+(2)
			被合併法人等の事業年度	欠損金の区分	
		1		2	3
: :		円	: :	円	円
: :			: :		
: :			: :		
: :			: :		
: :			: :		
: :			: :		
: :			: :		
: :			: :		
: :			: :		
計			計		

特定資本関係を有する法人と適格合併等を行った場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細

適格合併等の別		適格合併・適格分割・適格現物出資		適格合併等の日		
対象法人の別		被合併法人等(名称: )・当該法人		特定資本関係発生日		
対象法人の事業年度	欠損金の区分	共同事業を営むための適格合併等に該当する場合		共同事業を営むための適格合併等に該当しない場合		
		被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 〔被合併法人等の最後事業年度若しくは分割事業年度の別表七「3」又は当該法人の前期の別表七「3」〕	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 〔被合併法人等の最後事業年度若しくは分割事業年度の別表七「3」又は当該法人の前期の別表七「3」〕	特定資本関係事業年度前の事業年度の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額 〔(5)のうち特定資本関係事業年度前の事業年度に係るもの〕	特定資本関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額  (9)-(13)	引継ぎを受ける未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額  〔特定資本関係事業年度前の事業年度である場合は0、特定資本関係事業年度以後の事業年度である場合は(5)と(7)のうち少ない金額〕
		4	5	6	7	8
: :		円	円	円	円	円
: :						
: :						
: :						
: :						
: :						
: :						
: :						
計						

特定資本関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細

対象法人の特定資本関係事業年度以後の事業年度	特定資本関係事業年度以後の事業年度の欠損金額発生額 〔特定資本関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七「当期分の青色」欠損金〕	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額  (10)-(11)	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔(9)と(12)のうちいずれか〕 少ない金額
	9	10	11	12	13
: :	円	円	円	円	円
: :					
: :					
: :					
計					

## 別表七付表(一)の記載の仕方

- 1 この表は、法人が法第57条第2項、第3項及び第6項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》(措置法第66条の12第4項及び第5項並びに第66条の13第6項及び第7項《欠損金の繰越期間の特例》)の規定により読み替えて適用される場合を含みます。)又は法第58条第2項《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 法第57条第2項に規定する合併等事業年度及び法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する適格合併等に係る被合併法人又は分割法人の当該適格合併等の日の前日の属する事業年度の確定申告書に添付された別表七の写しを添付してください。
- 3 「共同事業を営むための適格合併等に該当する場合」の欄は、法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合又は同条第6項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合に記載し、「共同事業を営むための適格合併等に該当しない場合」は、同条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合又は同条第6項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合に記載します。
- 4 「特定資本関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、令第112条第7項《特定資産譲渡等損失額から成る欠損金額の算定》(同条第9項において準用する場合を含みます。)に掲げる金額を計算する場合に記載します。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額 10」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 11」に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。